

返戻金制度について

当社の紹介によるマッチング費の発生後、返戻金が発生する場合、以下に定めるものとする。

当社の紹介により就職した者が入社後 6 か月以内に本人の都合による退職又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、次の基準により手数料の一部を返還します。

- (1) 入社後 1 ヶ月以内 80%
- (2) 入社後 1 ヶ月を超え 3 ヶ月以内 50%
- (3) 入社後 3 ヶ月を超え 6 か月以内 10%

但し、被採用者の責に因らない解雇、雇用主に起因する退職、被採用者の死亡、天災事変等の不測の事態、その他当社の免責が妥当と判断される事由の場合は、この限りではないものとする。

株式会社ファミリー